



発行 東京都

目次

- 都市計画事業の事業計画の変更認可.....  
.....(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課).....
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示.....  
.....(都市整備局住宅政策推進部不動産課).....
- 土地区画整理事業の事業計画の変更(二件).....  
.....(都市整備局市街地整備部区画整理課).....
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件).....  
.....(環境局環境改善部化学物質対策課).....
- 液化石油ガス販売事業者の認定取消し.....  
.....(環境局多摩環境事務所管理課).....
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定.....  
.....(環境局多摩環境事務所環境改善課).....
- 漁船損害等補償法による付保義務の消滅.....  
.....(産業労働局農林水産部水産課).....
- 漁船損害等補償法による付保義務の同意を求めるための届出.....  
.....(同).....
- 漁船損害等補償法による付保義務の発生.....  
.....(同).....
- 都道の区域変更(二件).....  
.....(建設局道路管理部路政課).....
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道

路の指定.....(建設局道路管理部監察指導課).....

公 告

- 開発行為に関する工事完了.....  
.....(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課).....
  - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要.....  
.....(産業労働局商工部地域産業振興課).....
- 正 誤
- 平成二十三年十二月二十六日付雑報(全国自治宝くじ事務協議会告示第五十五号).....

告 示

●東京都告示第二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十二年東京都告示第千八百八十五号町田都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月十三日

東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 施行者の名称 町田市
  - 二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画緑地事業第二十七号三種緑地
  - 三 事業施行期間 平成二十二年九月十五日から平成二十八年三月三十一日まで
  - 四 事業地 取用の部分
- 平成二十二年東京都告示第千八百八十五号の事業地のうち町田市三輪町字九号地内において事業地を変更する。
- 使用の部分

変更なし

●東京都告示第二十五号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十四年一月十三日

東京都知事 石 原 慎太郎

商 号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号	免許年月日
株式会社 ウイズ・ネスト	吉岡 敏行	渋谷区道玄坂二丁目二番四号	(1)第八七五	平成十九年五月十一日
パズルリングスマネー	代表取締役 後藤 善英	渋谷区宇田川町三十三番一十二号	(1)第八八八	平成二十年二月二十日
株式会社 プライムスペース	代表取締役 金子 静雄	品川区上大崎二丁目十番三十二号	(6)第五八三	平成二十一年三月十日
千兎株式会社	代表取締役 岡野 進	世田谷区太子堂四丁目二十九番十五号	(1)第八九三	平成二十年六月十三日
株式会社 モリビル			四九号	

●東京都告示第二十六号

東京都市計画事業秋葉原駅付近土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年一月十三日

東京都知事 石原 慎太郎

一 土地区画整理事業の名称

東京都市計画事業秋葉原駅付近土地区画整理事業

二 事務所の所在地

足立区千住東二丁目十番十号 東京都第二区画整理事務所内

三 事業計画の決定の年月日

平成九年四月九日

四 事業施行期間

平成九年四月九日から平成二十四年三月三十一日まで

五 変更の内容

事業施行期間を平成二十九年三月三十一日まで延長する。

六 変更の年月日

平成二十四年一月十三日

●東京都告示第二十七号

東京都市計画事業汐留土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年一月十三日

東京都知事 石原 慎太郎

一 土地区画整理事業の名称

東京都市計画事業汐留土地区画整理事業

二 事務所の所在地

足立区千住東二丁目十番十号 東京都第二区画整理事務所内

三 事業計画の決定の年月日

平成七年三月七日

四 事業施行期間

平成七年三月七日から平成二十四年三月三十一日まで

五 変更の内容

事業施行期間を平成二十八年三月三十一日まで延長する。

六 変更の年月日

平成二十四年一月十三日

●東京都告示第二十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年一月十三日

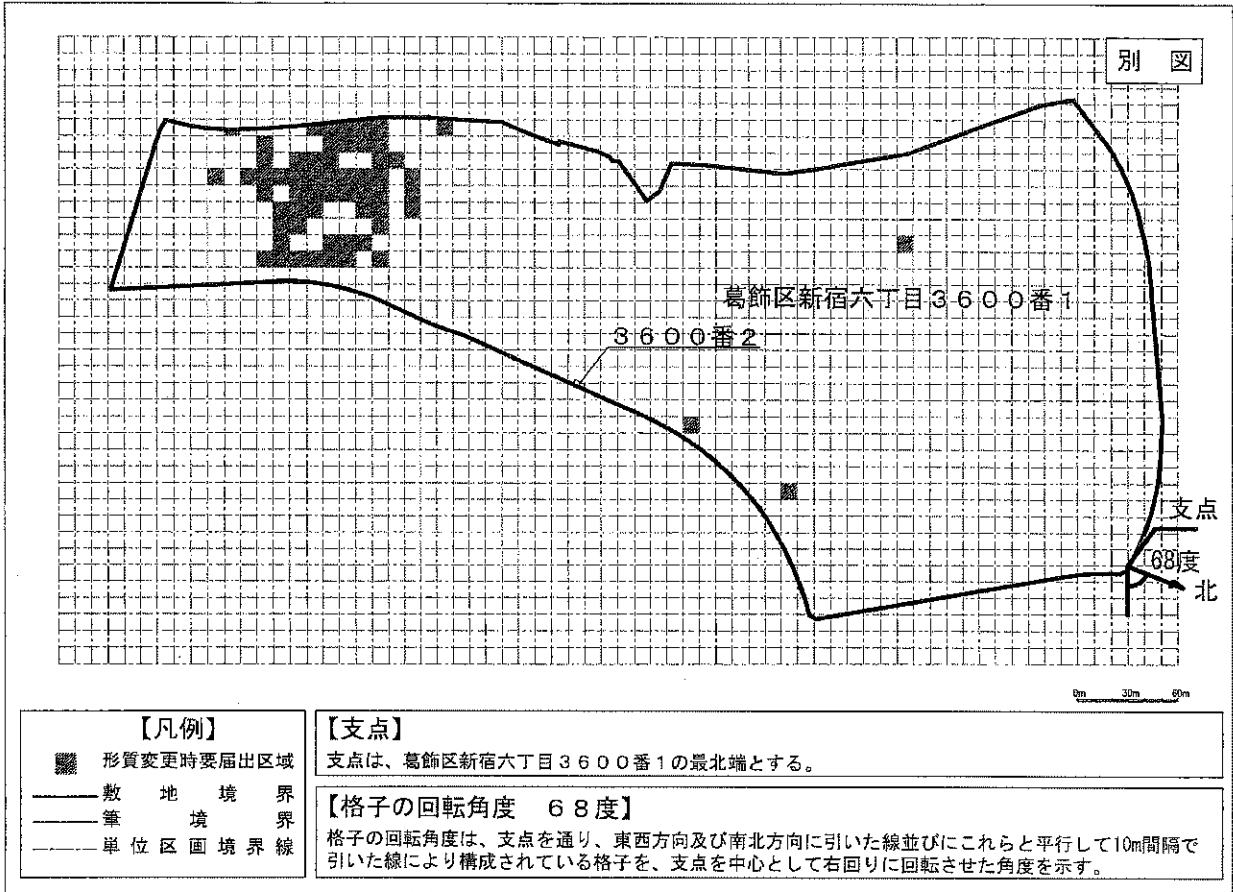
東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区新宿六丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、トリクロロエチレン、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



**【凡例】**

■ 形質変更時要届出区域

— 敷地境界線

— 単位区画境界線

**【支点】**

支点は、葛飾区新宿六丁目3600番1の最北端とする。

**【格子の回転角度 68度】**

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年一月十三日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区千住東二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



発行 東京都

目次

告示

告示（選）

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 政治団体の届出……………二
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………三
- 政治団体の解散の届出……………六
- 資金管理団体の指定の届出……………八
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………八
- 資金管理団体の取消しの届出……………九
- 東京都知事選挙における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨……………一〇
- 東京都議会議員補欠選挙（杉並区選挙区）における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨……………一四

告示

●東京都告示第五十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

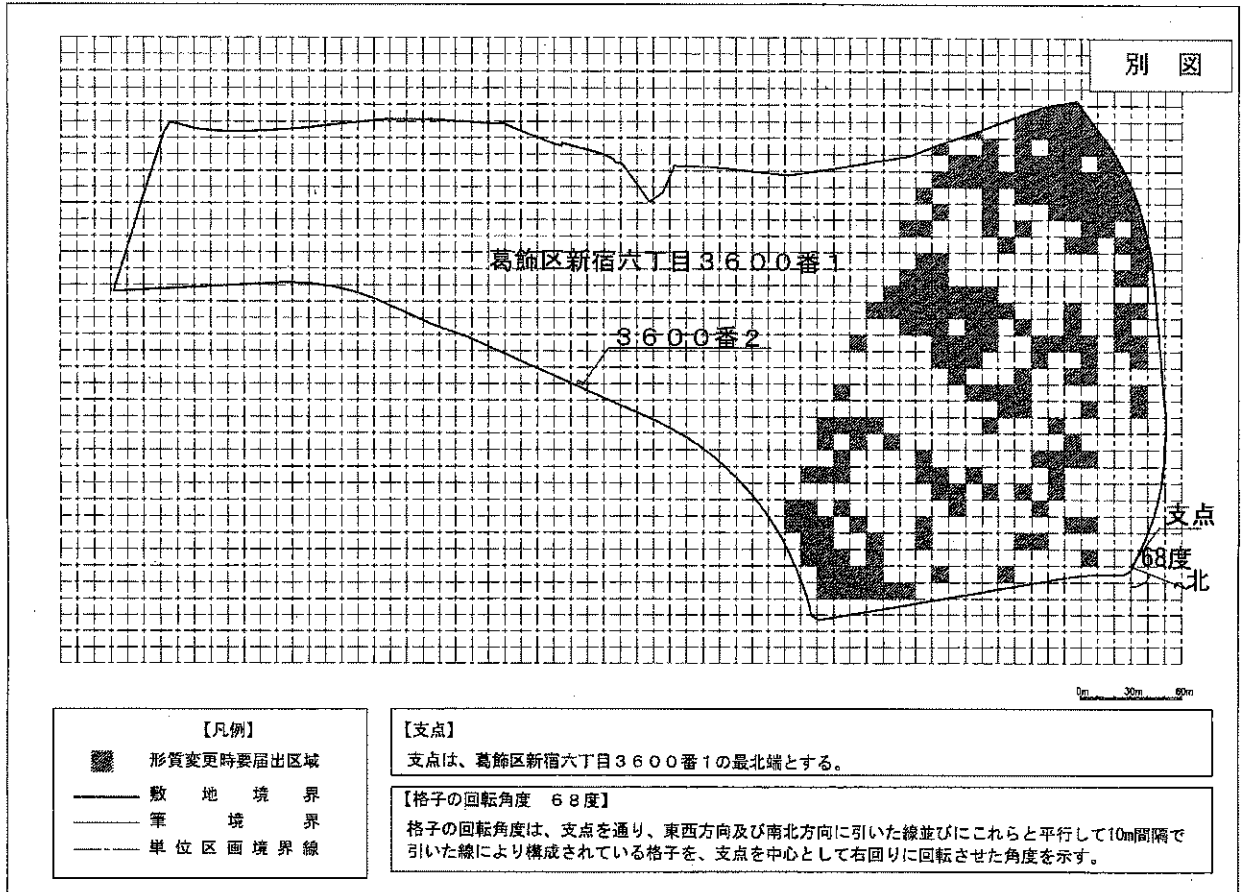
平成二十四年一月十七日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（葛飾区新宿六丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



### 告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第六条第一項(法第六条の三の規定により、その例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十四年一月十七日

東京都選挙管理委員会



目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域（二件）……………一
- ………（都市整備局市街地建築部建築指導課）
- 建築基準法による道路位置の指定……………二
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（三件）……………二
- ………（環境局環境改善部化学物質対策課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（五件）……………五
- ………（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）
- 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更等……………二
- ………（福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課）
- 平成二十七年における火光利用さば漁業の許可又は起業認可の申請期間等……………三
- ………（産業労働局農林水産部水産課）
- 保安林の指定解除予定……………三
- ………（産業労働局農林水産部森林課）
- 保安林の指定解除……………三
- ………（同）
- 森林法第百八十九条の揭示（二件）……………三
- ………（同）

告示（選）

公 告

- 政治活動のために寄附を受け、又は支出をするこゝとができなくなった団体……………四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四
- ………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五
- 東京体育館の休館日の変更……………（同）
- ………（オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課）
- 東京体育館の開場時間の変更……………（同）
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更……………（同）
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更……………（同）
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更……………（同）
- 東京武道館の休館日の変更……………（同）
- 東京武道館の開場時間の変更……………（同）
- 東京辰巳国際水泳場の休館日の変更……………（同）
- 東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更……………（同）
- 有明テニスの森公園テニス施設の休館日……………（同）
- 有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更……………（同）
- 東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日の変更……………（同）
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………九
- ………（産業労働局商工部地域産業振興課）
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）
- 都市計画事業の施行……………（建設局道路建設部管理課）
- 平成二十六年九月十九日付東京都公告……………三

告示

- 東京都告示第千三百四号  
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。  
平成二十六年九月二十九日  
東京都知事 舩 添 要 一
- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
品川区勝島一丁目二番三十六及び四 平成二十六年九月四日  
番二十一
- 二 認定計画書の縦覧場所  
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）
- 東京都告示第千三百五号  
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。  
平成二十六年九月二十九日  
東京都知事 舩 添 要 一
- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番 認定年月日  
板橋区前野町三丁目二十番一、同番 平成二十六年九月五日  
二、同番四及び同番五
- 二 認定計画書の縦覧場所  
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁

第二本庁舎三階中央

●東京都告示第千三百六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年九月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十六年九月九日	小平市学園東町三百六十五番三及び同番九の各一部	延長 一一・九九 幅員 四・〇〇
----------------------	------------	-------------------------	---------------------------

●東京都告示第千三百七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第五十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年九月二十九日

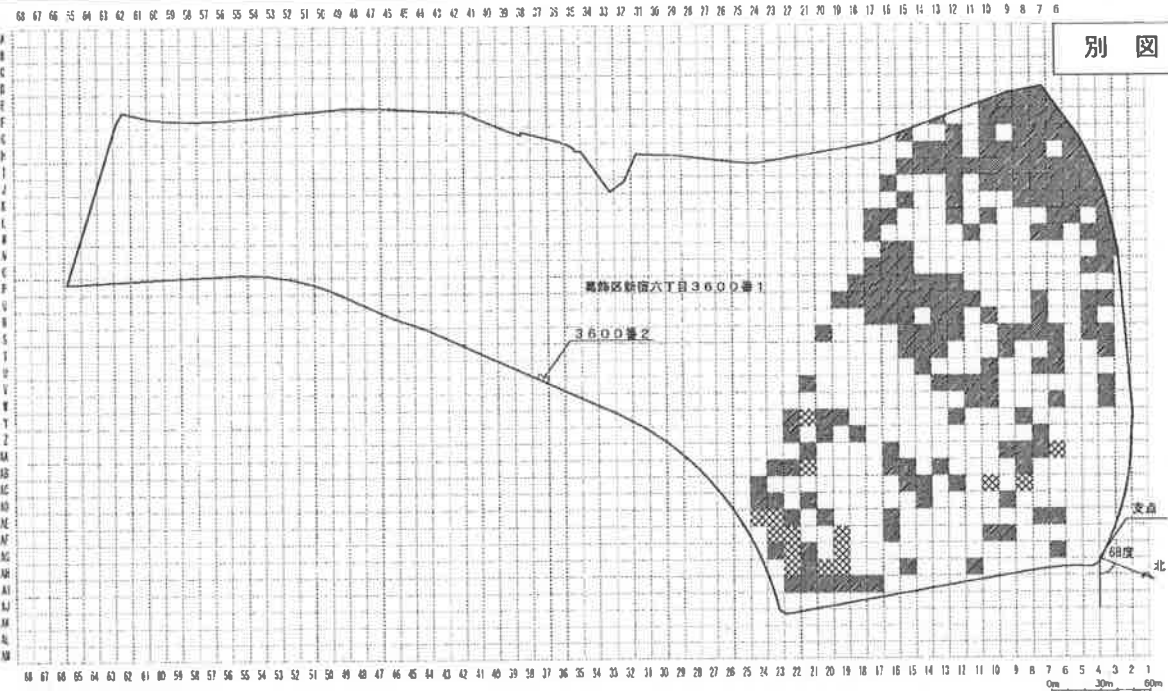
東京都知事 舛添要一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(葛飾区新宿六丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



**【凡例】**  
 指定を解除する区域  
 形質変更時要届出区域  
 敷地境界  
 筆境界  
 単位区画境界線

**【支点】**  
 支点は、葛飾区新宿六丁目3600番1の最北端とする。

**【格子の回転角度 68度】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第八百四十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年九月二十九日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区豊洲六丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去